

成熟期に入った野生動物獣医学に求められること

—生態学的・保全生物学的な知識と洞察の必要性—

鈴木正嗣[†]（日本獣医師会野生動物対策検討委員会委員長・岐阜大学応用生物科学部教授）



1 はじめに：成熟期に入った我が国の野生動物の獣医学

野生動物に起因する農林業被害や生物多様性への悪影響が全国的に激化している。この問題に対しては、従来は「人間による開発行為が原因で生息数を減らし、住みかを奪われた野生動物がやむなく起こしている」との説明が多かった。しかし、科学的かつ分野横断的な解析が進んだ結果、ニホンジカ（以下シカとする）やニホンザル（以下サルとする）などでは、むしろ開発行為が生息数増加を促進したことも明らかにされている [1]。環境省による第6回自然環境保全基礎調査 [http://www.biodic.go.jp/reports2/6th/6_mammal/6_mammal.pdf] でも、1978年以降の25年間でシカとサルと分布（生息区画数）が、それぞれ174%と152%へと大幅に拡大したことを報告した。

野生動物による農作物被害額も全国で約199億円（2008年度）に達し、ときには人身事故に発展する対鳥獣の交通事故や列車事故も多発するようになった（北海道における2006年度のシカによる列車運行支障件数は1,311件に達している [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sika/data/jr/jr.htm]）。さらに、知床半島や大台ヶ原、屋久島などでは、増加したシカが自然植生に対し深刻な打撃を与えていることも報告されている [2]。このような状況の中、人間生活のみならず生物多様性を守るためには、野生動物の個体数を捕殺などの手段によりコントロールする必要性が生じることも社会的に認知されつつある。日本獣医師会野生動物対策検討委員会（旧野生動物委員会）も、「外来生物に対する対策の考え方 [3]」や「野生動物対策における獣医師の役割と将来像 [4]」において、獣医師の役割として「有害鳥獣対策の支援」や「野生鳥獣肉の食肉衛生管理」などを

盛り込んでいる。傷病鳥獣救護や生息域外保全、希少種対策など、「個体レベルの保護と臨床」に関わる獣医師が比較的多い中、羽山委員長（当時）は生物多様性保全や農業振興の観点から野生動物の命の重さを相対的あるいは副次的に位置づけたわけである。このことは、野生動物に関わる我が国の獣医学が、転換期を迎え「成熟期」に入りつつあることを意味している。そもそも獣医師の仕事は、動物の命の重さを「人や社会との関係性のもとに相対化し区別して扱う」ことを基本としているためである。

2 「成熟期」に入るにあたり残された課題

前述の「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」の別添では、各報告にある活動の理念や趣旨、意義などが必ずしも整合性を備えてはいない。そのため、野生動物に対する獣医師や獣医師会の活動方針が一貫性を欠き、場当たりの対応していると認識される恐れもある。そこで今回は、野生動物に関わる建設的な議論展開を目的に、「野生動物の命に重きをおく傷病鳥獣救護」と「命の重さを相対的に捉える生態学的・保全生物学的な観点」とをめぐる課題について整理してみたい。なお、本稿で言及する野生動物とは「野生下で生息するもの」に限定し、展示動物は含まないことをあらかじめお断りしておく。

まずは前述の「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」[4]において、整合性が備わっていない例を紹介しよう。溝口委員（当時）[5]は「傷病鳥獣救護活動においては、生物多様性を保全することが第一義」としつつ、「人が手出しをすべきではない巣立ちビナ」の目前での教育的説明が時に反感や反教育的な結果を生む危険性に言及した。そして、この危険性を回避するためには、救護や外来生物問題、有害鳥獣捕獲などにまつわる諸問題を考えさせる「環境と命の教育プログラム」が重

[†] 連絡責任者：鈴木正嗣（岐阜大学応用生物科学部獣医学講座野生動物医学研究室）

〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 ☎・FAX 058-293-2958 E-mail : mszk@gifu-u.ac.jp

要であると力説している。同様に、須藤委員(当時) [6] も「救護に関わる適切な教育が行われない限りは、傷病個体の救命行為そのものは生物多様性保全に貢献しない」と断じている。双方とも教育や普及啓発を重要視してはいるが、野生動物の命に対する捉え方には大きな隔たりが認められる。誤解を恐れず端的に言うならば、前者は「傷ついた野生動物を救護することは人間性の発露 [7]」との文言を引用し救護 (=野生動物の命を救うこと) を人間としての道義的責任と位置づけ、後者は自然界のシステム(生態系)を重視し「死ぬべきあるいは淘汰されるべき個体を救護する行為が生態系に負の影響を与える」と述べ野生動物の死を必要不可欠な尊厳あるものと捉えているのである。

この対立概念は、すでに日本獣医師会野生動物委員会による「野生動物救護のあり方 [7]」でも言及され、「傷病鳥獣救護活動においては、生物多様性を保全することが第一義であり(中略)救護活動を行うに当たっては、人道的な行為と公益的な行為という二面性を適切に調和させることが求められている」と整理された。森田 [8] も、獣医学的な見方(注:ここでは「人道的観点」と同義に使われているようであるが、前述の「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」からすれば狭義の解釈となる)と生態学的な見方は車の両輪と考えるべきとの見解を述べている。

しかし、「調和」や「両輪としての機能」の実現は、現実的あるいは普遍的に可能なのであろうか。後述するとおり、生態学的・保全生物学的観点からすれば、人道性と生物多様性保全とはかなりの部分で相容れない概念である。そのため、私見ではあるが「救護においては、調和の同時的・直接的な実現はほとんど不可能で、可能であった場合も限定的である」と認識している。また、公益的という言葉を用い、これを人道性と分離する形で表現している点も混乱を生む恐れがある。人道的行為とは、人間が社会的動物として獲得した高度な精神性をともなう行為であり、その多くが公益的な意義を持ち合わせているためである。したがって、公益性の範囲内で生物多様性を第一義、そして人道性を副次的に位置づける表現の方が適切だったかも知れない。

3 「人道性と公益性(生物多様性保全)の調和」という表現が抱え込む不整合

この問題を考えるにあたっては、野生動物の「命」の位置づけを論理的に再確認する必要がある。それには、野生動物と他のカテゴリーに属する動物(産業動物、家庭動物、実験動物、展示動物)との違いを明確に認識し

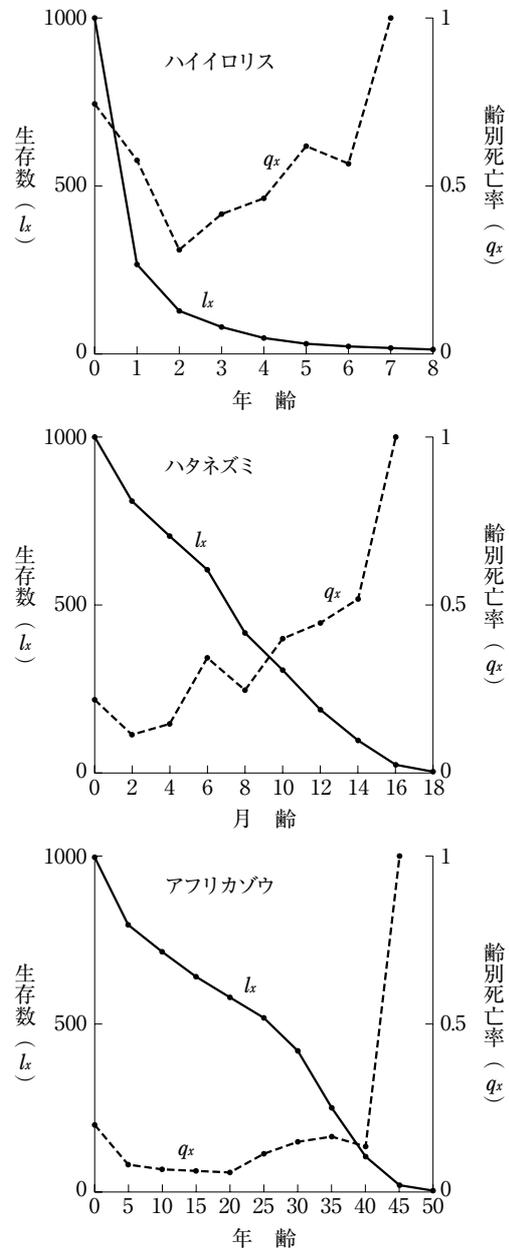


図 3種の哺乳類における生存曲線と齢別死亡率

ハイロリスはⅢ型、ハタネズミはⅡ型、アフリカゾウはⅠ型の生存曲線を示す。Ⅰ型の生存曲線(先進国の人や家庭動物のように、若齢期の死亡は少なく老齢期になってからの死亡率が急増するタイプ)を示すとされるアフリカゾウでも、生存数は直線的に減少している。

(三浦慎悟: 個体群と生活史, 哺乳類の生態学, 土井昭夫ら編, 47-74, 東京大学出版会, 東京(1997)における50頁図3-1を転載)

なければならない。そして、その決定的な違いとは、野生動物とは「生態系の構成員として、生態的プロセスの中で生まれ、生き、死んでいく動物たち」であるという点にある。さらに認識すべきは、その死亡率は極めて高いのが普通であり(図)、弱った個体や死亡した個体は通常の生態的プロセスの中で捕食あるいは分解され他の生

Box 生物多様性の定義

●生物多様性は、地球上の生物の多様性の総体である。それは、あらゆる遺伝子、種およびそれらを要素とする生態系および生態的プロセスを含む。[International Council for Bird Preservation: Putting biodiversity on the map: Priority areas for global conservation. Cambridge (1992)]

●生物多様性とは、生物、その集合、生息・生育場所に係わる生態的複合性の内部および相互の間に認められる多様性と変異性の全体である。この用語は、生態系、種、景観だけではなく種内（遺伝的）の階層における多様性も包含する。[Fielder and Jain: Conservation Biology. The theory and practice of nature conservation, preservation and management. Chapman & Hall Inc., London (1992)]

（鷲谷いづみ：生物保全の生態学，全182頁，共立出版株式会社，東京（1999）における24頁表1-3から引用）

物の栄養源となる。これは、生態学的には食物連鎖あるいは食物網と呼ばれる「生物間の相互関係」の一つであり、生物多様性における重要な構成要素でもある（Box）。

この発想からすれば、「弱った個体を救護のために人間社会に持ち出すこと」は、「生物多様性の不可欠要素たる食物網を断ち切る」という側面も持ち合わせていることになる。したがって、野生動物の救護をベースとする「命を尊び、命を救う文化 [7]」とは、場合によっては「生態的プロセスを軽視する文化」と同義となる危険性も秘めているのである。溝口 [5] も指摘しているとおり、この点に関する留意は救護をベースに環境教育を構築する際には極めて重要となる。実際、救護が生態系からの取奪となる可能性については、すでに野生動物救護獣医師会により「ヒナを拾わないで!!」のポスターにおいて理論的な説明と配慮がなされている。現時点では巣立ちヒナに限定して語られることが多いテーマではあるが、将来的には救護個体全般で普遍的に適用すべき課題として強く認識すべきであろう。

また、「人間活動が原因で傷ついた野生動物を救護するのは人間の責任」という判断にも一考を要する。生態学的観点からすれば、たとえ人間活動が原因としても、希少種や生態系全体に大打撃を与える油流出事故のようなカタストロフィー、高次捕食者への悪影響が想定され

る場合でもない限り、必ずしも一般化できる概念ではない。なぜなら、衝突事故などにより人間活動が原因として救護される動物の多くが、都市生態系（広義には人間活動が盛んな郊外型の生態系も含まれる）に強く依存しかつ繁栄している都市型（あるいは郊外型）野生動物のためである。都市や郊外の生態系においては人間活動の存在やその影響は織り込み済みであり、救護対象となることが多い都市・郊外型野生動物はそれらの存在を前提にしつつ繁栄している（傷病化した個体の多くが他の生物の栄養源として生態系の環に組み込まれる点も同様である）。その意味では、たとえ人間活動が原因であっても「自然の中で発生したケガや病気」との間には理論的な差異は存在しない。もちろん、これらの事故の発生自体を予防する努力は不可欠であり、人の生命・財産を守るという点でも重要な公益性を備えた活動となり得る。

救護が「弱者への慈しみ優しさを育てる」といった主張についても、慎重な考察を要するかも知れない。前述のとおり、弱った野生動物が捕食されたり死亡したりすること（世俗的に言えば弱肉強食）は、食物連鎖や食物網の中で発生する通常かつ必要不可欠な生態的プロセスの一つである。したがって、決して防除あるいは忌避すべきことではなく、「社会的弱者のサポート」という人間社会における規範やモラル、ヒューマニズムとは別次元で展開している現象である。表面的な類似性だけを見て安易に野生動物に関連させることは極めて危険ですらある（野生動物においては「子殺し」や「同族殺し」も決して例外的な現象ではない [9]）。もちろん、「弱者に対する慈しみ優しさ」の育成は必要ではあるが、この素材として動物を用いるのであれば、生態系から切り離された存在である学校飼育動物や家庭動物を用いるべきと考えられる。

さらに、「人道性」の位置づけにも動物福祉の観点から一考を要する。世界獣医学協会の定める動物福祉の原則は、①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由、の5項目である [10]。ここで我々が認識すべきは、野生動物は基本的に人との接触に馴化されていないため、たとえ産業動物や家庭動物の延長で動物福祉対策を講じたとしても④への抵触は避けられないという点である。また、救護個体の半数以上が死亡すると言われ（2009年度に岐阜大学に搬入された個体でも、死亡と安楽殺を合わせ60%以上が死の転帰をとった）、野生復帰できた個体の生存率も決して高くはないであろうことは多くの獣医師が実感している（生存の見込みがないまま放野された個体

も統計上は「野生復帰・放鳥獣個体」との中には含まれる)。これらの「結局は死亡に至った個体」については、循環すべき栄養源を生態系から取奪したばかりか、②に挙げられた苦痛・不快感を長引かせたことに他ならない(救護者への配慮や法的規制から、安楽殺を実施できない場合が少なくないことも原因の一つではあるが)。野生復帰不能と判断され終生飼育となった個体においては、生態系における野生動物としての本来の行動様式は著しく制限され⑤の条件からも外れることになる。しかも、これらの個体にかかる金銭的・人的コストは永年にわたって累積するため、結局は悪条件下での飼養に迫られるケースが少なくない。したがって「人道性」に言及するのであれば、これらの動物福祉に関する課題の存在にも留意し、それを上回る動物福祉上のメリットを具体的に提示せねばならないであろう。さもなければ、いずれ「思い込みあるいは見せかけの人道性」との評価が下されることに疑う余地はない。

4 まとめとして

以上、生態学・保全生物学的観点から救護に関わる諸問題を素材に論を進めてきたため、これに関わってこられた獣医師の方々にはある種の戸惑いや不快感を呼び起こさせたかも知れない。また、既に多くの議論を経ている話題もあり、「何をいまさら」と感じた方も少なくないであろう。しかし、本論説の目的は救護の課題を改めて列挙することではなく、副題のとおり「成熟期に入った野生動物獣医学が備えるべき条件」として生態学的・保全生物学的な知識と洞察の必要性を強調することにある。この必要性に関する認識が実体をともないつつ広く普及することで、これまで獣医学関係者が上げてきた数々の功績(不動物化方法の開発、各種感染症のサーベイランス、繁殖生物学的情報の蓄積など)をさらに増強し得ると確信しているためである。

残念ながら、著者を含め一定年齢以上の獣医師のほとんどは系統的に生態学を学んだ経験を持ち合わせていない。そのため、多くの獣医師が生態学的な知識基盤や感性を欠いたまま野生動物に関わる社会的要請に対応するという「片肺飛行」を続けざるを得なかった。場合によっては、「生態系における野生動物の位置づけ」に対する認識が曖昧なまま、その命を家庭動物と同等に(あるいはそれ以上に)絶対視してしまう傾向も生じた。これらの結果、野生動物に関しては「動物の命を相対化し区別して扱う」という獣医師本来の毅然とした発想が希薄になってしまったのかも知れない。いま傷病鳥獣救護に関わる数々の課題(詳細は第15回日本野生動物医学

大会の講演要旨集9~12ページなどを参照されたい)や前述の齟齬が顕在化している背景には、前述の「片肺飛行」に頼ってきたことが要因の一つとなっているのではあるまいか。

一方、生態学的・保全生物学的論議と野生動物の獣医学とを切り分けようとする分離論も存在する。しかし、野生動物を野生動物たらしめている最大の特徴は「生態系の構成員である」という点にある。したがって、野生動物に接する以上、いかなるアプローチであれ生態系のメカニズムやプロセスに関する素養が不可欠となる。生物多様性を語るのであれば、保全生物学についても同様なことが言えるだろう。私論ではあるが、「野生動物を扱いながら生態学的・保全生物学的論議を切り分けようとする分離論」は、産業動物臨床において「経済性や生産性、食の安全に関わる洞察を切り離して考えよ」と述べるに等しい無謀な発想と認識している。

自然や野生動植物に対する人間の関わり方は、市民感情のみならず科学的知見の集積によって変化する。たとえば、ホタルの放流は「自然保護事業」や「自然に親しむきっかけ作り」として各地で盛んに行われてきたが、外来生物の問題が明らかになるにつれ外部から導入した幼虫やカワニナの放流が問題視されるようになった。生物多様性の概念の整理・浸透にともない、多様性が求められる生物学的階層は種を超えて遺伝子や生態系、景観などへと著しく拡大し(Box)、近年は「種の保存」よりも「生物多様性の保全」という用語の方が頻繁に用いられている。我々獣医師も、このような環境問題に関わるパラダイム・シフトを認識し対応していかなければ、たとえ良かれとの思いで行っていることであってもホタルの事例のように思わぬ批判を招くことになりかねない。また近年は、獣医師の役割として「保全医学への貢献」もクローズアップされるようになった[11]。ここでも「保全」という語が使われていることを考慮すれば、「生物多様性や保全生物学に関する知識と洞察が不十分なまま野生動物に関わろうとする獣医師」の存在(ならびにそれに起因する「片肺飛行」の存続)は、もはや時代が許しはしないであろう。

補足：今後の傷病鳥獣救護のあり方に関するヒントとして

今回は傷病鳥獣救護に関連しストレートな意見を述べたこともあり、文末ではあるがその責任を取る意味でも以下の提言を行っておきたい。著者自身、救護活動それ自体の必要性を否定しているわけではない(現に著者が所属する岐阜大学においても傷病個体の受け入れを継続している)。今後も「目の前にいる弱った

野生動物を何とかして欲しい」という要求や依頼が途絶えることはあり得ないためである。しかし、その現場では「やっかい払い」としての動機が入り込むことも少なくなく、生物多様性保全や教育効果に結びつき難い事例が大多数を占め続けるであろう。一方、環境モニタリングなど従来は救護に付随し派生的に語られてきた獣医学的対応への注目度が高まり、サギ類やスズメなどの大量死の原因解明といった目に見える成果も上がっている [11, 12]。このことは、従来の「目的としての救護」から「手段としての救護」へと発想転換すべき時期が来ていること、さらには活動内容の拡大（治療を前提としない収容・診断・安楽殺機能の付加）の必要性すら示唆している。

海外に目を転じてみよう。我が国でもよく知られている PAWS ワイルドライフ・センターのウェブサイト [http://www.paws.org/wildlife.html] では、生物多様性保全への貢献といった大上段に振りかぶった記述は見あたらず、「ゴールは傷病鳥獣を野生復帰させること」と淡々と記し、野生復帰不可能な個体は安楽殺する旨を明記している。野生動物の終生飼育は避けるべきとの認識から、教育活動においてすら生きた動物を使わないとのことでもある。また、10年ほど前からは疾病のサーベイランスを行っており、死亡した鳥の提供も求めている。福井の論評 [13] とも一部重複するが、我が国の救護活動においても生態学的・保全生物学的な視点から「為すべきことと避けるべきこと」「可能なことと不可能なこと」「説明責任を果たせることと建前にすぎないこと」などをきちんと峻別し、身の丈にあった、しかし極めて重要で実現性のある理念や活動方針を打ち出すことが何よりも重要と考えられる。これにより、「新時代の傷病鳥獣救護 [12]」や「公衆衛生の砦 [13]」に関わるビジョンを具体化できるかもしれない。検査・診断の主目的化による「プライオリティーの転換」を敢行し、それに役割を特化した獣医師の配置を目指すのもオプションの一つとなるであろう。

ただし、一般市民が傷病鳥獣を搬入する行為は多分に「感覚的な善意」から発しているという点は否定できない。そのため、「一般市民の感覚的な善意を吸収するシステム」を必要とする考えは残る可能性がある。が、これを優先するのであれば受け入れ対象の限定は困難となり、加えて非致命的利用・終生飼養の傾向、すなわち「野生動物のペット化」の傾向はより強まると考えられる。最新の生物多様性国家戦略 [14] は「(受け入れ) 対象鳥獣の検討を進める」や「野生由来

の飼養は限定的であるべき」などの方針を明記しており、「善意の受け皿としての救護」は同国家戦略の方針とは乖離してしまう。そのため、税金を投入しての運営については再考を求められようになるかも知れない。また、獣医学的対応のあり方については、野生動物対策としてではなく、むしろ「終生飼養を基本とする家庭動物 [10] の延長線上で議論すべき」と判断される可能性もあるだろう。

引用文献

- [1] 河合雅雄：里山とは何か、動物たちの反乱、河合雅雄・林 良博編著、26-53, PHP 研究所、東京 (2009)
- [2] 常田邦彦：自然公園におけるシカ問題、世界遺産をシカが喰う、湯本貴和・松田裕之編、20-37, 文一総合出版、東京 (2006)
- [3] 外来生物に対する対策の考え方 (日本獣医師会小動物臨床部会野生動物委員会報告)、全16頁、日本獣医師会、東京 (2007)
- [4] 野生動物対策における獣医師の役割と将来像 (日本獣医師会職域総合部会野生動物対策検討委員会報告)、全10、日本獣医師会、東京 (2009)
- [5] 溝口俊夫：7 環境教育としての野生動物対策における獣医師の役割、野生動物対策の推進と獣医師の果たす役割 (日本獣医師会職域総合部会野生動物対策検討委員会報告 野生動物対策における獣医師の役割と将来像 (別添)), 21-32, 日本獣医師会、東京 (2009)
- [6] 須藤明子：5 野生動物保護管理分野における獣医師の役割、野生動物対策の推進と獣医師の果たす役割 (日本獣医師会職域総合部会野生動物対策検討委員会報告 野生動物対策における獣医師の役割と将来像 (別添)), 13-18, 日本獣医師会、東京 (2009)
- [7] 野生動物救護のあり方 (日本獣医師会野生動物委員会報告)、全64頁、日本獣医師会、東京 (2005)
- [8] 森田正治：野生動物のレスキュー&リハビリ活動の現状と課題、モーリー (北海道新聞野生生物基金)、21、30-33 (2009)
- [9] 三浦慎悟：性選択、哺乳類の生態学、土井昭夫ら編、121-157, 東京大学出版会、東京 (1997)
- [10] 動物愛護論研究会：改正・動物愛護管理法、全283頁、大成出版社、東京 (2006)
- [11] 村田浩一：保全医学への取り組みと獣医師の果たす役割、日獣会誌、62、666-669 (2009)
- [12] 福井大祐：再考！ 新時代の傷病野生動物救護、モーリー (北海道新聞野生生物基金)、21、38-41 (2009)
- [13] 石橋 徹：野鳥のインフルエンザ対策に関し行政当局及び獣医師会に期待すること、日獣会誌、62、849-584 (2009)
- [14] 環境省：生物多様性国家戦略2010、全360頁、ビオシティー、東京 (2010)